



国土入企第11号  
平成24年6月28日

社団法人日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

平成24年6月15日に開催した第3回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会において公表した「国土交通省における復旧・復興事業の更なる施工確保対策」のうち、施工箇所が点在する工事の間接費の積算、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について、別添1のとおり、被災三県で実施される国土交通省直轄工事における試行に係る運用を、東北・北陸地方整備局あて通知するとともに、被災三県及び仙台市に対しては、別添2のとおり、国土交通省の対応を参考にして、適切な積算に努めるよう通知しています。

貴団体におかれましては、この旨を了知して頂くとともに、必要に応じて、会員、傘下団体等に周知頂きますようよろしくお願いいたします。

国 技 建 第 3 号

平成 24 年 6 月 27 日

東北地方整備局 技術調整管理官 殿

北陸地方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課

建設システム管理企画室長

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

東日本大震災被災地で特に被害が大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）における復興事業等の施工性を確保するため、被災三県においてはこれまでの取組に加え、積算方法等に係る下記の試行を進めることとするので、適切に運用されたい。

記

1. 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

(1) 趣旨

「施工箇所が点在する工事の積算方法について」（平成 24 年 2 月 14 日付国技建第 5 号）により、「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所（市町村単位）ごとに共通仮設費、現場管理費の算出を可能とする。」ことを通知しているが、広域の市町村も存在している状況を鑑みると、積算額と実際に要する費用との間になお乖離が生じることも考えられる。よって、施工箇所が複数ある以下の対象工事については、発注者の判断により市町村より狭い範囲で工事箇所を設定し、この工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出できるものとする。

(2) 対象工事

被災三県において、平成 24 年 7 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する工事において、施工箇所が複数あり、工事の施工形態等を考慮すると、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断するもの。

(3) 主な手続き

- ① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

記載例

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地区』（施工箇所〇〇、〇〇）『△△地区』（施工箇所〇〇、施工箇所〇〇）、『□□地区』（施工箇所〇〇）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。

- ② 特記仕様書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする

<特記仕様への記載例>

第◇条 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地区（施工箇所〇〇、〇〇）、△△地区（施工箇所〇〇）、□□地区（施工箇所〇〇）（以下、対象地区という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設费率及び現場管理费率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。

(3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

注)『〇〇地区（施工箇所〇〇、〇〇）』『△△地区（施工箇所〇〇）』『□□地区（施工箇所〇〇）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区及び橋梁名等を記載する。

## 2. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

### (1) 趣旨

被災三県においては、復興事業等の実施に伴って一部の建設資材の逼迫が生じつつあ

り、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくことが想定される。

このため、被災三県においては、復興事業など地域内の工事を円滑に実施するために、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

## (2) 対象工事

- イ. 被災三県において、平成 24 年 7 月 1 日以降に、入札契約手続きを開始する工事
- ロ. 被災三県において、平成 24 年 6 月 30 日時点で、入札契約手続き中若しくは契約中の工事

## (3) 設計変更対象項目

通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用。なお、ここでいう「地域」とは、東北地方整備局及び北陸地方整備局が公表している「土木工事設計材料単価表」の別表で定義する「地区」とし、「所在地」とは東北地方整備局「建設機械等損料算定表」中で定義する「所在地」及び北陸地方整備局「設計積算参考資料（土木工事関係）」で定義する「基地」とする。

## (4) 主な手続き

- ① (2) イ. の工事においては、特記仕様書に以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。また、(2) ロ. の工事についても、入札契約手続き中の工事については契約後、契約中の工事については本通知受領後すみやかに、受注者に以下の記載例に示す内容について指示を行うこととする。

### <記載例>

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

記載例)

資 材 名	規 格	調達地域等
骨材	C-40	〇〇地区
土砂		〇〇地区
仮設材（鋼矢板）	IV型	〇〇市

- ② 受注者は、(2)イ.の工事にあつては当初契約締結後において、(2)ロ.の工事にあつては監督職員からの指示後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と協議するものとする。
- ③ 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

### 3. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

#### (1) 趣旨

被災三県で実施される工事については、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年2月29日付国技建第6号)により、「現場労働者に係る「宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」、「募集及び解散に要する費用」について現行積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、共通仮設費(率分)及び現場管理費率に補正係数を乗じる」こととしているところであるが、今後の復興事業の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、地域外からの労働者確保が更に必要になる場合が想定されことから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応することとする。

#### (2) 対象工事の範囲

- イ. 被災三県において平成24年7月1日以降に入札契約手続きを開始する工事  
ロ. 被災三県において平成24年6月30日現在で、入札契約手続き中若しくは契約中の工事

#### (3) 設計変更の対象項目

「土木請負工事の共通仮設費算定基準(昭和55年2月22日付建設省官技発第89号、最終改正:平成20年3月24日付国官技第314号)」における下記1)～3)の項目及び「土木請負工事工事費積算基準(昭和42年7月20日付建設省官技発第35号、最終改正:平成24年3月30日付国官技第343号)」における下記4)

～5)の項目とする(以下「実績変更対象費」という)。

- 1) 9 (1) ニ 労働者の輸送に要する費用
- 2) 9 (1) ホ 上記イ,ロ,ハに係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『宿泊費』
- 3) 9 (1) ホ 上記イ,ロ,ハに係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『借上費』
- 4) 3 (2) イ (イ) 労務管理費 (あ) 募集及び解散に要する費用
- 5) 3 (2) イ (イ) 労務管理費 (え) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

#### (4) 主な手続き

##### 1) (2) イの工事の場合

- ① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載することにより、周知するものとする。

###### <入札公告・入札説明書への記載例>

本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、土木工事標準積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年2月29日)に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- ② 特記仕様書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象工事であることを記載するものとする。

###### <特記仕様書への記載例>

第1条 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、土木工事標準積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」(平成24年2月29日)に基づく補正係数を乗じて計上して

いるが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第2条 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

第3条 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

第4条 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

第5条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第6条 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年2月29日）に基づく補正係数を乗じた額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

第7条 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第8条 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- ③ 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示する。
- ④ 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、③により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- ⑤ 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- ⑥ 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年2月29日）に基づく補正係数を乗じた額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- ⑦ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。
- ⑧ 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

## 2) (2) ロ. の工事の場合

- ① 発注者は、入札契約手続き中の工事については契約後、契約中の工事については本通知の受領後すみやかに、1) ②の内容について指示を行うとともに、通知後10日以内に工事費構成書にて予定価格に対する実績変更対象費の割合を



提示する。

- ② 受注者は、設計変更に関する試行の対象工事とする場合、(1)の発注者からの通知後すみやかに、①により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- ③ 1) ⑤に同じ。
- ④ 1) ⑥に同じ。
- ⑤ 1) ⑦に同じ。
- ⑥ 1) ⑧に同じ。

以上

## 実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要した地代及 び建物を建築する代わりに貸し ビル、マンション、民家等を長期 借上げした場合に要した費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿 泊した場合に要した費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々 当該現場に送迎輸送(水上輸 送を含む)をするために要した 費用(運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む)	
	小 計			
現場管 理費	労務管 理費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

## 実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	当初 計上額	変更 計上額	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

国土入企第10号  
平成24年6月28日

岩手県主管担当部局長 殿  
宮城県主管担当部局長 殿  
福島県主管担当部局長 殿  
仙台市主管担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

平成24年6月15日に開催した第3回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会において公表した「国土交通省における復旧・復興事業の更なる施工確保対策」のうち、施工箇所が点在する工事の間接費の積算、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について、別添のとおり被災三県で実施される国土交通省直轄工事における試行に係る運用が定められたところです。各発注者におかれては、これを参考として、適切な積算に努めて頂くようお願いいたします。

なお、被災三県におかれては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対し、また、所管の法人（市町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いいたします。